

令和5年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

教育委員会

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約（単価契約を除く）は契約締結 日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
高校教育課	外国語指導助手派遣 業務委託	県内の県立高等学校 への外国語指導助手 の派遣	令和5年8月1日 ～ 令和6年3月31日	株式会社インタラック 関西東海	40,656,000	高度な指導力や英文法等の知識を持ったALTを 複数の県立学校に派遣するという特殊な業務で あるため、採用基準やシステムが確立されてお り、県内市町における採用実績が豊富な当該相 手方において他にはないため。	2	3イ